



女と男がともに生きる未来へ

CONTENTS

特集

セカンドライフは自分でデザインする ～年金・住まい・家族～

- 年金分割でどう変わる？
- 終の住まいを自分たちでつくる試みが始まっています。
- 夫婦関係の危機管理は大丈夫？

ジェンダーキーワード 改正・男女雇用機会均等法



特集

セカンドライフは自分でデザインする

～年金・住まい・家族～

人生80年時代を生きる私たちには、定年退職後の人生（＝セカンドライフ）にも長い期間が残されています。セカンドライフを充実していきいきと過ごすことができるよう、自分自身の生き方や夫婦間のコミュニケーションについて考えてみましょう。

年金

年金分割でどう変わる？

女性の社会進出や結婚に対する意識の変化とともに、増え続けていた離婚件数が、平成14年をピークにここ数年減っています。この背景には、年金制度の改正で、平成19年4月からスタートする「離婚時の年金分割」の影響が大きいと言われています。「離婚時の年金分割」とは、どのような制度なのでしょうか。

Q そもそも「離婚時の年金分割」制度が生まれた背景は？

近年、結婚20年以上の中高年の離婚が増えています。離婚をしても、サラリーマンだった元夫は、厚生年金に加入しているためにそれなりの老齢厚生年金を受け取ることができます。それに対して、働く夫を支え、家庭を切り盛りするために専業主婦やパートタイムで働いてきた元妻は、国民年金しか受け取ることができません。また、厚生年金に加入していたとしても、現役時代の男女の賃金格差によって老齢厚生年金が低い金額となる場合が多くみられ、離婚後の生活資金が不安になります。このような事情を考慮して、平成16年の年金制度改正により、老後の生活確保を目的とする厚生年金の分割制度が導入されることになりました。

Q 制度の概要は？

年金分割には、平成19年4月1日から始まる「（1）離婚時の年金分割制度」と、平成20年4月1日から始まる「（2）離婚時の第3号被保険者期間についての年金分割制度」があります。

（1）の年金分割の制度は、平成19年4月以降に離婚した場合、夫婦間で協議するか裁判所の決定によって、結婚期間の厚生年金の分割を受けることができます。（分割されるのは老齢厚生年金（厚生年金）で、老齢基礎年金（国民年金）は分割されません）

（2）の制度では、平成20年4月以降に第3号被保険者であった期間については、離婚時に社会保険事務所に届け出ることで自動的に1/2の夫の老齢厚生年金が分割されます。

Q 年金の受給額を知ることができますか？

「会社員の夫と離婚したいが、自分がもらえる年金額はどれくらいだろうか」を知りたいときは、社会保険庁に請求すれば、結婚していた期間や妻が会社員だった時期に払った保険料などを勘案して、年金を夫と分割した場合の額を通知してもらえます。

すでに離婚している人の場合は、照会があったことを元夫（または元妻）にも通知しますが、離婚前の人には請求者本

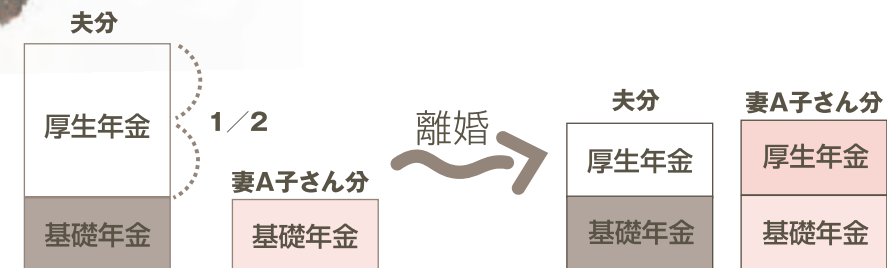
人だけに通知され、相手方には請求したことが知られないしくみになっています。

●詳しくは、貝塚社会保険事務所にお問い合わせください。
〒597-8686 貝塚市海塚305-1
Tel/072-431-1122 Fax/072-431-3038

●社会保険庁ホームページ
「離婚時の厚生年金の分割制度について」
<http://www.sia.go.jp/topics/2006/n1003.html>

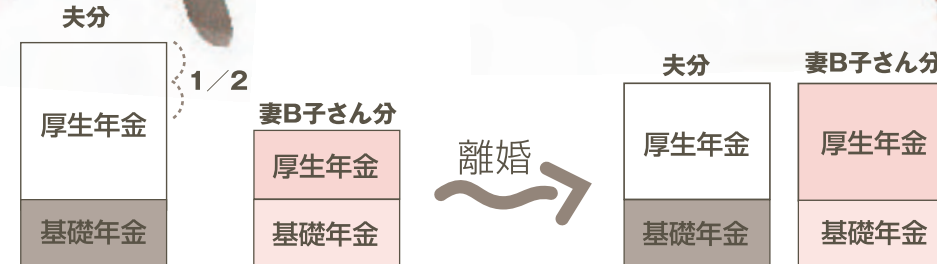
Q 専業主婦のA子さんの場合

従来から自分の名義で受け取れる基礎年金に加えて、直接国からA子さんに支給され、元夫の死亡後も受給できます。



Q 共働きのB子さんの場合

共働きでも年金分割は可能です。婚姻期間中のお互いの給料（標準報酬額）の平均額を合算した額の最大1/2となります。



もうちょっとくわしい「分割制度」情報

- 離婚成立後2年以内に分割請求しなければ、分割できなくなります。
- 年金の受給資格が無いと、分割された年金はもらえません。
- 分割された年金を受け取れるのは、離婚時ではなく自分自身が年金を受け取れるようになってからです。

- 分割割合の上限を1/2と定めており、必ずしも1/2を受給できるとは限りません。
- 対象となるのは厚生年金だけなので、厚生年金を納めたことのない個人事業主などの妻は、専業主婦だとしても年金の分割は受けられません。
- 事実婚（内縁）も分割の対象になります。

住まい

終の住まいを 自分たちでつくる試みが 始まっています。

あなたは、高齢期をどこで、誰と、
どんなふうに過ごしたいと思いますか。
これまでは、自宅で家族に世話をしてもらい、
高齢者施設に入居するなどが、
大方の過ごし方でした。
近年では、住まいづくりの計画の段階から
いっしょに参加して意見を出し合い、
自分たちの望む、
人生の最後まで安心して暮らせる高齢者向けの
共同住宅をつくる動きが始まっています。

3年前に活動を始めた「大阪de友だち村」もそのひとつです

自立と共生の住まいをつくりたい

仕事に活動にとパワフルに動き回っていたこれまでと比べて、
思うように身体が動かなくなるかもしれない老年期は不安、でも、
自分がものごとの主体者になる生き方も大切にしたい…という
発起人の向田貞子さんの思いから、「大阪de友だち村」の活動は始まりました。

めざす終の住まいのモデルとなったのは、中伊豆の「ライフハウス友だち村」。教育者として女性問題の視点で活動を続ける駒尺喜美さん・田嶋陽子さんが提唱し、居住者の参画によってつくられた高齢者のための共生の住まいです。

「プライバシーを確保できる居室と、居住者同士の集いの場となる食堂やサークル室。それをサポートしてくれる運営体制。これだ!とひらめきました」と向田さんは言います。

こうした思いは、多くの女性たちに共感されたようで、2004年7月に高槻市で開催した「大阪で友だち村をつくろう」セミナーには、100人定員のところ約400人の応募がありました。その後、「NPO福祉マンションをつくる会関西支部」の1つのプロジェクトとして、定期的にセミナーを開催して意見交換を行ったり、グループインタビューやアンケート調査をして、一人ひとりの終の住まいのイメージをつくっていききました。



「大阪de友だち村」を提唱した
向田貞子さん

「友だち村」づくり活動から得た老後の安心感

現在は、2年半探し続けた建設場所のメドもたち、どんなしくみがあれば安心して住み続けられるかを居住予定者同士で話し合っているところです。

「セミナー運営や住まいの構想づくりなど、活動の中核を担っているのは、私の思いに共感して集まってくれたこれまでの活動や仕事で出会った人たちです。それに事業体として(株)生活科学運営が関わってくれることで、思いはかたちになりました。この2年半は私にとって貴重な時間でした。友だち村づくりをすることによって得た知識(情報)と人間関係のおかげで、自分の老後に不安がなくなりましたし、やがて支えが必要になったとき、家族に頼らなくても、放っておかれはしないという確信がもてるようになりました。これは私にとってはとても大きな安心です」と話してくださいました。

*「NPO福祉マンションをつくる会」とは

「住みたい地域に安心して住み続ける」ために、住まい手自身が話し合い、学び、知恵を出し合って、新しいかたちのコミュニティを「福祉マンション」を中心にしてつくっていくことをめざしているNPO。

「ライフハウス友だち村」を訪ねました



「ライフハウス友だち村」の建物と菜園

自ら選んだ場所での仲間づくりも 老いの準備

新幹線三島駅から伊豆箱根鉄道に乗り換えて終点の修善寺へ、そこからバスで15分、徒歩10分で「ライフハウス友だち村」に到着します。天城連山を遠くに望み、大見川のせせらぎの音が心地よく響く山あい、女性建築設計士による半円形の外観が映える6階建ての建物です。2002年12月に開設したこの共同住宅には、全42戸があり、現在平均年齢約70歳の女性40名、男性8名が、一人、夫婦、友だち、きょうだいで個室をもちながら、支え合って暮らしています。

住まい手の一人であり、住まい手参画型の友だち村を生み出すプロデュース役を担った土井良多江子さんは、「友だち村づくりに深く関わった原点には、晩年の母親の姿があります。息子の転勤に伴い住まいを移したことでこれまでの友だち関係を失って寂しそうでした。最後には認知症によって自分を表現する手段も失いました。若いときの趣味や職場で築いた人間関係だけでは継続的な支え合いはむずかしくなる。元気なうちから自分が選んだ場所で新しい友だち関係を築き、そこで共通の思い出を作っていくことが必要なのだと思いました。そうすれば、たとえ、私に表現方法がなくなっても『土井良さんはこんなこと喜んで



土井良多江子さんと
壁に掲示された「友だち村通信」

いたよ』と身近な仲間が言ってくれるでしょうから」と言います。

老いの住まいには“夢”がなくは…

その仲間づくりのしかけとして、オープン前から土井良さんが力を注いだのが「夢プロジェクト」です。「夢プロジェクト」とは、住まい手が友だち村で実現したい暮らしを語り合い、それを一つひとつ実現させていくための計画であり、取り組みです。

ケアが必要になったときのしくみづくりや自分らしい終末の迎え方などを話し合う「ヒューマンサポート事業(高齢者支援事業)」、菜園や遊歩道づくりなどをする「友トピア事業」、みんなで楽しめるイベント企画などの活動が、地域や異世代との交流を含めて進められています。「夢は語り続けることでいい仲間が集まり、そして、アイデアがうまれ、実現できる」と言う土井良さんのメッセージに共感して、参画した住まい手・支援者が中心になって各事業が進んでいます。

「07年はここがオープンして5周年です。友だち村づくりは、コミュニティづくり。コミュニティづくりはコミュニケーションづくりという原点に戻って、また新しい一歩を進めていこうと考えています」と話してくださいました。

夫婦関係の危機管理は大丈夫？

シニア世代に今後誰と旅行に行きたいかをたずねた調査では、女性が「夫」と答えている割合は、男性が「妻」と答えている割合を大幅に下回っているそうです。互いの人生の伴走者であるはずの2人は、いつの間にすれ違ったのでしょうか。セカンドステージにさしかかる時期は、夫婦の関係を見直す絶好のチャンス。これからの人生をより豊かに送るために、同世代のお二人からメッセージをいただきました。



夫婦の棚卸し



ノンフィクションライター
久田 恵（ひさだ めぐみ）

企業社会から脱した男たちが、家庭に戻ってきて、「さあて、これからの人生、なにをやるうか」というのが、セカンドライフと呼ばれている。どことなく、わくわくするような言葉の響きだ。

けれど、彼らの多くは、家庭には妻たちが待っていて、彼女たちもまた「さあて、これから、なにをやるうか。やっと、私のセカンドライフだわ」と、わくわくしていることに気づいていない。

食卓の前に座れば、当たり前のように食事が出てくる、掃除もしてくれる、お風呂も沸かしてくれる、さらに親が倒れても自分が老いても、妻が介護をしてくれると信じていたりする。

人は見たくないことは見ず、分りたくないことは分らない、とは言うけれど、妻とは永遠に自分に献身してくれる存在である、という夫の思い込みが、目下の定年後夫婦の葛藤の原因であるようだ。

そもそも現代の核家族での「夫は仕事」、「妻は家事育児」の役割分業は、おおむね子どもを育てるために必要な分業にすぎなかったのである。

夫たちが、家族のために、と思って頑張っていたように、妻たちも、家庭を維持するために夢中で頑張ってきた。

夫が仕事を辞めて、父役割から解放されてほっとしているように、妻たちも、子どもが育った今、母役割から解放されてほっとしたいと思っている。残りの人生を自分のために生きてみたい、とごく当然のように思っている。

そして、そのためには、夫婦はお互いのセカンドライフを尊重し合って、オリジナルな関係をそれぞれに新しく作り直さねばならない。時には、どこで誰とどう暮らすか、お金のシェアも、住居のシェアも、役割のシェアも話し合う必要が出てくるかもしれない。

それは、お互いがこれまでどんな夫婦であったのかの総決算の場に向き合うことでもある。勇気がある。相手を思いやる気持ちもある。これまでの役割への感謝もある。

これからは、それができた夫婦こそが、その後の長い人生を信頼しあって暮らす「シアワセのセカンドライフへのパスポート」を手に入れることができる、そんな時代なのだと思う。

《プロフィール ひさだ めぐみさん》

1947年生まれ作家&ファンタスティックプロデューサー。転職20回のシングルマザーを経て1990年「フィリッピナを愛した男たち」（文藝春秋）で、第21回大宅壮一ノンフィクション賞を受賞。自身の生活を通して時代の課題を切り取る著書多数。『母のいる場所——シルバーヴィア向山物語』（2004年文藝春秋・文庫）、『シクスティーズの日々——それぞれの定年後』（2005年朝日新聞社）など。

亭主が変われば日本が変わる



全国亭主関白協会会長
天野周一（あまの しゅういち）

亭主には二種類しかいない。ひとつは、すでに尻に敷かれていた亭主。もうひとつは、やがて尻に敷かれる亭主である。そのどちらも100%尻に敷かれるのだから、「いかに上手に妻の尻に敷かれるか」を研究し、「家庭内のいざこざを平和裏に解決する心と技」を学んだ方が賢明だ。と、ようやく気がついたのは7年前だった。

その頃、妻の側から三行半を突きつけられて離婚した友人、知人が数人いて、そのことを妻に話すと、「次はあなたの番かもよ」と言われてしまったのだ。なんとその目が笑っていなかった。「風呂、めし、寝る」の旧亭主関白だった私も、妻から徹底的に嫌われていたのだ。その夜、まんじりもせず過去を振り返り猛省した。同時に、全国亭主関白協会の設立の瞬間だった。

そもそも亭主関白の歴史的認識が間違っていたのだ。関白は天皇の次の位で家庭ではカミさんが天皇。それを補佐するのが関白の役目である。ようやく腑に落ちた。翌日からゴミ出し、皿洗い、風呂掃除などを率先してやることにした。最初は「熱でもあるんじゃないの」と冷ややかな目で見ていた愛妻だが、しばらく続けていると、笑顔と会話が増えてきた。…ような気がする。眉間にあった2本の立てジワさえ消えてしまった。…ような気がする。それは、新!亭主関白道をめざす、全亭協の憲法ともいえる、『愛の三原則』、「ありがとう」をためらわずに言おう。「ごめんなさい」を恐れずに言おう。「愛してる」を照れずに言おうを心掛け、夫婦喧嘩の際の亭主の心構え『非勝三原則』の、「勝たない」、「勝てない」、「勝たたくない」。を実践しているからに他ならない。

喜ぶべきか、悲しむべきか、今では会員が、全国で700人を超えようとしている。また、新!亭主関白道には段位があり、家庭内に会話と笑顔を取り戻すための心とワザが、450近くも貯まった。私は会長というのに、「妻と手をつないで散歩ができる」程度の五段。もちろん、子どもにも宣言している。「立派なおヤジにはなれないから、話のわかる、心の通うオヤジをめざす」と。かくして、家族の絆はより強く、盤石になった。…ような気がする。えらそうな事ばかり言って「ような気がする」ばかりじゃないか、とお叱りを受けようが、「争わないことが、真の勇者であり、勝利者である」という負け惜しみこそ、全国亭主関白協会の根幹を成すものだから…お許し願いたい。

《プロフィール あまの しゅういちさん》

福岡県久留米市出身。地元で情報誌のプロデューサーを務める傍ら「全国亭主関白協会」を設立。54歳。家族は妻と娘3人。著書『妻の顔は通知表』（2006年講談社）

ジェンダーキーワード

「男女雇用機会均等法」

2006年(平成18年)6月、雇用での男女平等を進めて、男女がともに働きやすい職場づくりをめざす「男女雇用機会均等法」の2度目の改正が行われました。

この改正では、一見、性別に中立なようにみえても、結果的には女性への差別につながることを「間接差別」として禁止する考え方が初めて盛り込まれました。

《今回のおもな改正点》

性別による差別禁止の範囲の拡大

これまでの募集・採用、配置・昇進・教育訓練、福利厚生、定年・解雇に加えて、職種の変更、雇用形態の変更、退職の勧奨、雇い止めでの性差別が禁止されます。

「間接差別」の禁止

業務には必要がないにもかかわらず、募集や採用の要件に一定の身長・体重を入れること、総合職の募集・採用に合理的理由がないのに全国転勤を要件にすること、また、転居を伴う転勤経験がないと昇進させないことは、女性の多くが不利になる「間接差別」として禁止されます。

妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止

妊娠・出産などを理由に、正社員からパートへ変更したり、有期雇用者の契約更新をしないなどの不利益扱いを禁止します。また、妊娠中や出産後1年以内の妊娠・出産を理由にした解雇は、「無効」になります。

セクシュアル・ハラスメント対策の強化

事業主に対して、男女ともに対象としたセクシュアル・ハラスメント防止対策が義務付けられました。対策が講じられない場合は、厚生労働大臣は企業名を公表することができます。

母性健康管理措置

妊娠婦が健康診査などのために必要な時間を確保し、健康診査などで指導されたことを守ることができるようにするための措置を講じることを義務とします。対策が講じられない場合は、厚生労働大臣は企業名を公表することができます。

(平成19年4月施行)

あなたの生き方をサポートします

女性相談（面接）

☆午前中の相談日がありました！！

日時 ○毎月第1金曜日／午後1時～4時

第2水曜日／午後6時～9時

第4金曜日／午前10時～午後1時

(※相談時間はひとり1時間程度)

場所 ○第1・4金曜日

せんなん男女共同参画ルーム相談室

○第2水曜日

樽井公民館3階控室

■予約・お問合せ先 (電話予約が必要です)

人権推進課 072-480-2855 (直通)

悩まないでお電話ください

女性のための電話相談

女性相談員による女性のための電話相談です。人付き合いが苦手で人間関係がうまくいかない、育児や家庭内の問題で悩んでいる、離婚したいけど先が不安で決心できない…、女性が日々の生活の中で直面する問題はさまざまです。ひとりで悩まずに安心してお電話ください。(相談者のプライバシーは厳守します)

電話番号 072-482-0590

日 時 ○毎月第2・3・4木曜日

いずれも 午前10時～12時

午後1時～3時

編集後記

今号のStepでは、泉南市在住のイラストレーターえんどうひとみさんにイラストを描いていただきました。ご感想をお寄せください。

発行

泉南市人権推進課

〒590-0592 泉南市樽井1-1-1 電話：072-483-0001 (代表)

■ホームページ <http://www.city.sennan.osaka.jp/jinkenkeihatu/2/index.htm> ■Eメール jinken@city.sennan.lg.jp

平成19年2月